証券コード　6306

NIKKO

第158期
定時株主総会
招集ご通知

日時

2021年６月24日（木曜日）
午前10時

場所

当社本社テクノセンター１Ｆホール

明石市大久保町江井島1013番地の１

ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようにご注意願います。

決議事項

第１号議案　第158期剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

書面（郵送）又はインターネット等による議決権行使期限

2021年６月23日（水曜日）
午後５時まで

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議決権の行使は書面（郵送）又はインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申しあげます。

昨年より、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取りやめとさせていただいております。ご理解くださいますようお願い申しあげます。

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/6306/

日工株式会社

株主のみなさまへ

証券コード　6306
2021年6月8日

明石市大久保町江井島1013番地の１
日工株式会社
取締役社長　辻　　勝

第158期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第158期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席されない場合は、次頁以降のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**
※昨年より、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取りやめとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1	**日　　時**	2021年6月24日（木曜日）午前10時	
2	**場　　所**	明石市大久保町江井島1013番地の１　当社本社テクノセンター１Ｆホール 本総会におきましても、昨年同様新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考え、同じ敷地内の別建物に変更し、広い会場で開催することといたしました。 ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご覧ください。	
3	**目的事項**	**報告事項**	1.第158期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 2.会計監査人及び監査役会の第158期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
		決議事項	第１号議案　第158期剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役９名選任の件 第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nikko-net.co.jp/soukai/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
　①事業報告の会社の体制及び方針の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及び内部統制システムの運用状況の概要並びに株式会社の支配に関する基本方針
　②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
　③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後５時到着分まで



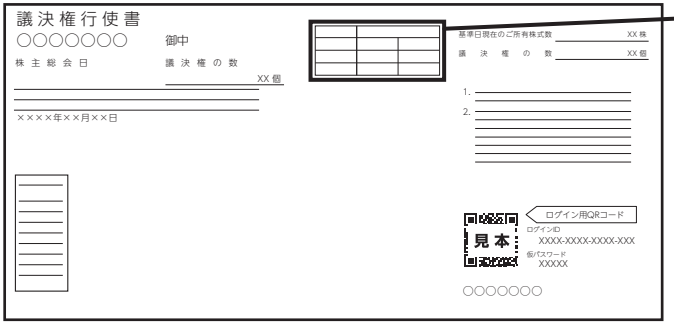
インターネット等で議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後５時入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第１、２、４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

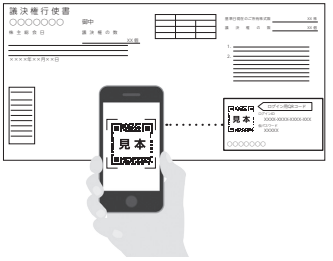
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

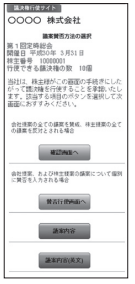
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



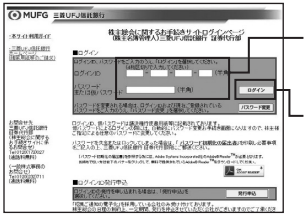
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

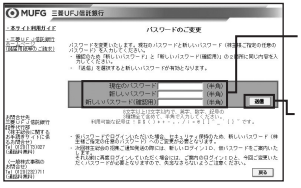
議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内外の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による各国における都市封鎖や日本国内における緊急事態宣言による感染拡大防止対策の影響等により大きな減速を余儀なくされました。ワクチン接種の普及による感染拡大の鎮静化や経済活動の回復期待が高まる一方、変異株ウイルスの流行などによる感染の再拡大が懸念されるなど、依然として先の見通せない状況が続いています。

このような状況の中ではありましたが、当社グループに関係の深い建設関連業界は、これまでのところ国内においては、あまり直接的な影響を受けることはなく、堅調に推移しました。今後についても、国内建設関連業界においては影響度合いは小さいものと予想をしております。

3ヶ年の中期経営計画の２年目を迎えた今期、目標売上高365億円に対し実績378億円と売上高の目標は達成できました。売上高については、モバイルプラント事業と、防水板事業といった新規事業領域が目標以上に進展しており今期も引き続き成長を見込んでいます。また、メンテナンスサービス事業においてはアスファルトプラント関連事業の高い国内シェアを活かし堅調に推移しております。一方で、利益面では目標営業利益26億円に対し実績は23億円にとどまりました。最終年度の目標である売上高380億円、営業利益30億円に対し、業績予想は売上高390億円、営業利益23億円となっており、利益率の向上に向け、より一層の努力を図ってまいる所存であります。なお、前年度に策定しました５つの長期基本方針である①『国内収益基盤の強化による国内売上高営業利益率10%の確保』、②『ASEANに拠点を構築し海外売上を現状の45億円から倍増』、③『新規事業を推進し、産業機械・建設機械分野で新たな製品の柱を構築し新規事業で売上高100億円を創出』、④『事務集中化、IoT・AIの活用による働き方改革を通じ労働生産性の大幅な向上』、⑤『ROEをKPIとし、ROE8%以上の達成、同時に株主還元を強化』につきましては、その目標達成に向けて着実に施策を講じております。

当期の経営成績ですが、国内では、当社の主力事業であるアスファルトプラント関連事業の売上高が対前期比で増加しました。これは、大手道路舗装各社の業績が好調で設備投資意欲が高い状況が続いたことによります。また、コンクリートプラント関連事業の売上高も、対前期比で増加しました。これは生コン市場価格の上昇により設備の更新需要が増えたことによります。

海外は、中国以外の海外市場において営業活動が大幅に抑制されたため売上高は減少しました。なお、中国でのアスファルトプラント関連事業の売上高は新型コロナウイルスの感染が早期に終息したため微減にとどまりました。

こうした事業活動の結果としての当社グループの連結経営成績は以下のとおりであります。

売上高につきましては、アスファルトプラント関連事業、コンクリートプラント関連事業、その他事業において前期を上回りましたが、環境及び搬送関連事業が前期を下回った結果、前期比7.7％増の378億66百万円となりました。

損益面につきましては、売上高増加により、連結営業利益は前期比12.1％増の23億２百万円となりました。また、連結経常利益は前期比38.8％増の29億73百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比31.1％増の20億82百万円となりました。

なお、部門別の概況は以下のとおりであります。

＜アスファルトプラント関連事業＞

国内のアスファルトプラント関連事業の売上高は、製品、メンテナンス事業の売上高ともに増加し、この結果、当事業の売上高は、前期比19.8％増の157億90百万円となりました。一方、海外の売上高は中国、及び輸出ともに減少し、前期比15.2％減となりました。この結果、当事業の売上高は、前期比11.1％増の194億67百万円となりました。当期間の受注高、受注残高は前期比増加しました。

＜コンクリートプラント関連事業＞

コンクリートプラント関連事業の売上高は、製品の売上高は前期比減少しましたが、メンテナンス事業の売上高が増加し、前期比0.6％増の92億12百万円となりました。当期間の受注高、受注残高は前期比増加しました。

＜環境及び搬送関連事業＞

環境製品の売上高は、前期比24.6％減となりました。搬送製品の売上高は、前期比7.3％減となりました。この結果、当事業の売上高は、前期比9.3％減の23億90百万円となりました。当期間の受注高、受注残高は前期比増加しました。

＜その他事業＞

仮設機材製品の売上高は前期比2.6％増、土農工具製品の売上高は前期比2.9％増、破砕機製品の売上高は前期比23.5％減、モバイル製品の売上高は前期比111.8％増、防水板製品の売上高は前期比9.4％増となりました。この結果、当事業の売上高は、前期比16.4％増の67億96百万円となりました。当期間の受注高、受注残高は増加しました。

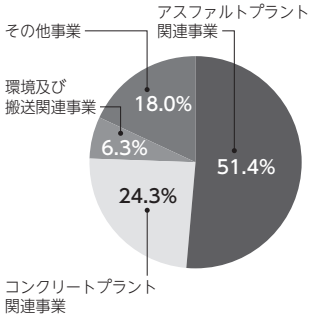
部門別売上高（対前期比較）

（単位：百万円、%）

		アスファルトプラント関連事業	コンクリートプラント関連事業	環境及び搬送関連事業	その他事業	合　計
当期	売上高	19,467	9,212	2,390	6,796	37,866
	構成比	51.4	24.3	6.3	18.0	100
前期	売上高	17,518	9,158	2,634	5,840	35,151
	構成比	49.8	26.1	7.5	16.6	100

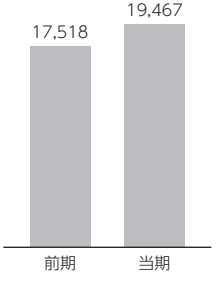
（注）1．売上高は、記載金額未満を切り捨てて表示しております。
2．構成比は、小数第２位を四捨五入して表示しております。

第158期 部門別売上高構成比



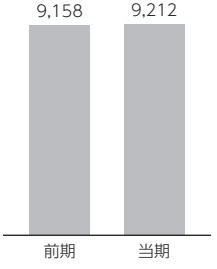
アスファルトプラント関連事業

（百万円）



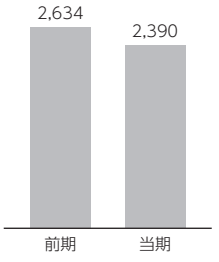
コンクリートプラント関連事業

（百万円）



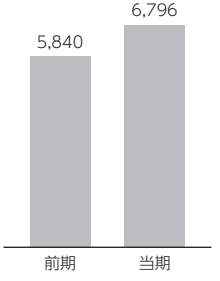
環境及び搬送関連事業

（百万円）



その他事業

（百万円）



２．設備投資等の状況

当社グループの設備投資等の総額は27億48百万円でした。主なものは、アスファルトプラント及びコンクリートプラント関連事業のための生産設備の取得及び更新等で13億26百万円、タイ現地法人での新工場建設等で７億４百万円、コンピュータ機器及びソフトウェアの購入等で２億８百万円、賃貸用不動産の購入で２億19百万円の投資を行いました。

３．資金調達の状況

当連結会計年度中において、増資あるいは社債発行等による資金調達は行っておりません。

４．対処すべき課題

〇アスファルトプラント事業の収益性向上

国内の既存事業の市場は集約化傾向であり、また化石燃料を多く消費する製品であることから環境問題への対応が重要課題となっております。当社においては、アスファルトプラントにおいて約７割の高い国内市場シェアを活かしたメンテナンスサービス事業での新たな商品開発、カーボンニュートラル・CO2削減に貢献できる新製品開発、機能向上と現地工程の短縮化に寄与するユニット製品の拡販などによる収益性向上と、製造原価低減への更なる取り組みを、より一層進めてまいります。

〇コンクリートプラント事業の国内シェア拡大

コンクリートプラント事業は保守メンテナンスの時代へとユーザーニーズが変化しており、生コン出荷量、プラント出荷台数は減少傾向が続くと見ております。このような事業環境下、コンクリートプラントの現状動態シェア約40％を50％とすべく新しい高性能ミキサの開発による差別化、二次製品コンクリート工場へのアプローチ強化を進め、また、近年自然災害が多発していることから、被災地で活動できる新型モバイルプラントを開発し、2019年より市場投入しており、引き続き拡販に努めてまいります。

〇メンテナンス事業のビジネスモデル変革

アスファルトプラントやコンクリートプラント関連事業の収益性を改善する上で、両事業の国内売上高で約6割を占めるメンテナンス事業のビジネスモデル変革も課題と認識しております。土木、建設業界の人手不足や熟練工不足の問題が今後も続くと見られ、お客様の課題解決のためにもメンテナンス事業のビジネスモデル変革に取り組んでまいります。

具体的には、メンテナンスサービスのIoT・可視化を更に推進させるため、サービス提供から20年となりますリモートメンテナンスにおいてはセンサー類の活用と将来の5G対応で予防保全へと進化させてまいります。プラント検診（点検）においては、タブレット端末を活用したクラウドシステムへリニューアルし、より多くのデータによる効率的なプラント管理をユーザーにご提供してまいります。

〇海外事業領域の開拓

現在の海外事業は中国での売上高が大半を占めており、米中関係悪化や新型コロナウイルスの影響により不安定な状況が予想されますものの、中国国内のインフラ投資は総じて旺盛と見ております。中国市場に加え、更なる海外市場領域の拡大を図るため、当社の中古機が多く利用されているタイに現地法人Nikko Asia(Thailand)Co.,Ltd.（プラント販売・メンテナンス会社）、Nikko NilKhosol Co.,Ltd.（製造会社）を

2020年に設立し、新規プラントだけでなく中古機やリニューアル、メンテナンス・部品など様々なバリューチェーンへビジネスを広げてまいります。

〇新規発展領域の拡充
　国内砕石プラントの多くが更新時期を迎えており、定置式に替わり自走式破砕機の需要が増加しています。そうした需要拡大への対応として、取扱い製品の拡充、販売力とサービス体制の強化、管理及びバックアップ体制の構築、モバイルセンターの製品在庫の充実やパーツセンター機能の強化を進め、さらなる事業規模拡大に取り組んでまいります。
　また、当社グループ全社をあげて取り組んでおります防災関連製品事業として、近年の気候変動による水害防止製品である防水板の需要が急増しており、製造拠点を新設するなど増産体制を強化しております。加えて、仮設用自在階段の避難路への展開、超軽量ショベル・スコップの新発売など、更なる製品拡充を目指してまいります。

〇環境負荷低減への取り組み
　「脱炭素社会」を目指す取り組みとして、これまで燃焼効率を高めることによるアスファルトプラントの省エネ化を行ってまいりました。今後は合材工場運営における材料の搬入から合材の運搬にも脱炭素化の取組みを拡大してまいります。
　主な取り組みとしてアスファルトプラントに用いる熱源の転換（カーボンニュートラル燃料、エレクトロヒート等）、合材の搬送方法の革新による輸送効率の向上、アスファルトプラントで排出されたCO_2の回収、生コンへのCO_2吸着技術（CCU）、など従来の事業範囲にとらわれず多方面のパートナーとの協働も積極的に行い、より早い時期での社会実装を目指してまいります。
　カーボンニュートラルな代替燃料を使用するアスファルトプラントをさらに拡販することにより、地球温暖化の要因となるCO_2削減に根本から取り組んでまいります。
　また、コンクリート関連事業においては、CO_2を直接生コンへ吸着する技術利用や、環境負荷の高い建設現場から戻ってくる「戻りコン」、製造過程で発生する「残コン」などへCO_2を吸着後、処理・活用する製品の普及に努めてまいります。
　そして、リサイクルへの取り組みとして、アスファルトプラント、生コンクリートプラントで培った技術を展開し、各種資源のリサイクルを促進する装置も提供しております。
　具体的には、廃石膏ボードを加熱,焼成し、半水石膏や無水石膏などの石膏材料として再生する設備や、スマートフォン等普及により大量発生している使用済み充電式電池から再生金属原料を取り出すリサイクル設備における一次熱処理装置など環境負荷低減には欠かせない資源リサイクルへも積極的に取り組んでまいります。

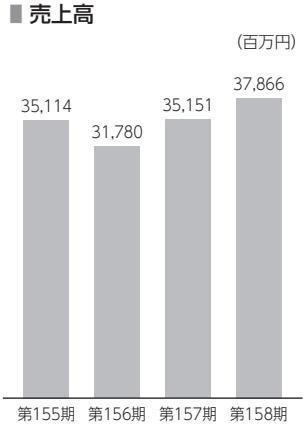
〇成長投資と株主還元
　財務面は現在、純資産約300億円と十分な規模にありますが、今後とも海外事業や新規事業等の成長投資や株主還元に充当してまいります。そのために、政策投資株の売却、キャッシュコンバージョンサイクル（CCC）の改善でキャッシュ創出に取り組んでまいります。

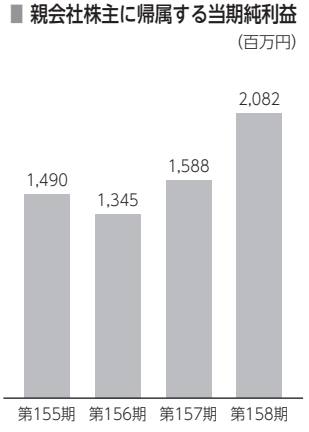
　株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

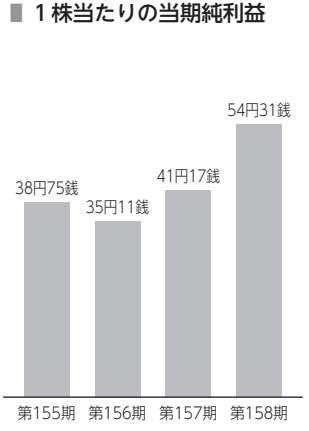
5．財産及び損益の状況の推移

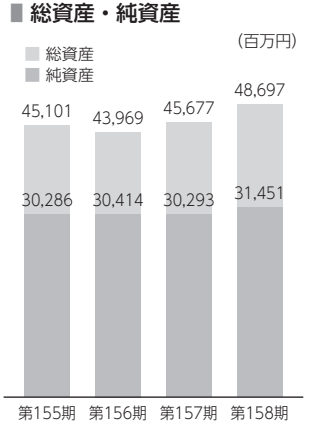
区　　分	第155期 (2017/4～2018/3)	第156期 (2018/4～2019/3)	第157期 (2019/4～2020/3)	第158期 (2020/4～2021/3) (当連結会計年度)
売　上　高 (百万円)	35,114	31,780	35,151	37,866
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,490	1,345	1,588	2,082
1株当たりの 当期純利益	38円75銭	35円11銭	41円17銭	54円31銭
総　資　産 (百万円)	45,101	43,969	45,677	48,697
純　資　産 (百万円)	30,286	30,414	30,293	31,451

(注) 1．1株当たりの当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式総数で除して算出しております。
2．記載金額未満を切り捨てて表示しております。
3．当社は、2019年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を5株とする株式分割を行っておりますが、第155期（2017年4月から2018年3月まで）期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。









(注) 当社は、2019年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を5株とする株式分割を行っておりますが、第155期（2017年4月から2018年3月まで）期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

6．重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日工電子工業株式会社	235百万円	100%	電子機器の製造・販売
日工マシナリー株式会社	95	100	土木建設機械、水門、防水板の製造・販売
トンボ工業株式会社	50	100	ショベル等土農工具類、ミキサの製造・販売
日工セック株式会社	90	100	仮設機材類の製造・販売・リース、機材センターの合理化設備の製造・販売
日工興産株式会社	90	100	損害保険代理業、不動産の仲介売買、住宅等のリフォーム
株式会社前川工業所	99	100	破砕機、振動篩等建設、鉱山機械類の製造・販売
日工（上海）工程機械有限公司	745	100	建設機械類の製造・販売
Nikko Baumaschinen GmbH	1,022千ユーロ	100	建設機械類の輸出入、建設機械市場に関する市場調査
Nikko Asia(Thailand)Co., Ltd.	15百万バーツ	49	アスファルトプラントの販売・メンテナンス
Nikko NilKhosol Co., Ltd.	120百万バーツ	100	アスファルトプラント及び産業機械の製造・販売

（注）1．資本金は記載金額未満を切り捨てて表示しております。
2．当事業年度におきまして、Nikko NilKhosol Co., Ltd.を設立いたしました。

(2) 重要な企業結合等の状況
該当する事項はございません。

7．主要な事業内容（2021年３月31日現在）

区分	主要品目
アスファルトプラント関連事業	アスファルトプラント、リサイクルプラント、合材サイロ、電子制御機器、工場管理システム等の製造・販売・メンテナンスサービス
コンクリートプラント関連事業	コンクリートプラント、コンパクトコンクリートプラント、コンクリートポンプ、電子制御機器、工場管理システム、コンクリート製品生産用工場設備等の製造・販売・メンテナンスサービス
環境及び搬送関連事業	ベルトコンベヤ、設備用コンベヤ、缶・ビン選別機、油汚染土壌浄化プラント、プラスチックリサイクルプラント等の製造・販売、バッテリーリサイクル、排水蒸発処理プラント
その他事業	パイプ枠組足場、鋼製道板、アルミ製仮設昇降階段、ショベル、スコップ、小型コンクリートミキサ、モルタルミキサ、水門、防水版、モバイルプラント、破砕機の製造・販売、不動産賃貸、建設機械製品リース、住宅リフォーム

8．主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

(1) 当社

営業所	本社（明石）、事業本部（千代田区）、大阪支店（大阪）、北海道支店（札幌）、東北支店（仙台）、北信越支店（新潟）、関東支店（さいたま）、中部支店（名古屋）、中・四国支店（広島）、九州支店（大野城）、横浜営業所、四国営業所（高松）、南九州営業所（鹿児島）、沖縄支店（島尻郡）、東京サービスセンター（野田）、明石サービスセンター、カスタマーサポートセンター（明石）、湾岸サービスステーション（市川）、東京モバイルセンター（吉川）
工場	本社工場（明石）、幸手工場、加古川工場、福崎工場（神崎郡）
海外	台北支店

（注）（ ）内は、所在地を示しております。

(2) 子会社

日工電子工業株式会社	本社・工場（長岡京）、大阪支店
日工マシナリー株式会社	本社・工場（野田）、明石工場、関西支店（明石）、東部営業部（野田）、岡山事務所（赤磐）、横浜営業所
トンボ工業株式会社	本社（明石）、福崎工場（神崎郡）、東部営業所（吉川）、西部営業所（明石）、北海道営業所（札幌）、東北営業所（仙台）、九州営業所（大野城）
日工セック株式会社	本社（明石）、東部営業所（野田）、工場（野田）、東京リースセンター（幸手）、北海道営業所（札幌）、西部営業所・大阪リースセンター（堺）、九州営業所（大野城）
日工興産株式会社	本社（明石）
株式会社前川工業所	本社・工場・技術センター（大東）
日工（上海）工程機械有限公司	本社・工場（中国上海）、北京事務所、上海事務所
Nikko Baumaschinen GmbH	本社（ドイツ デュッセルドルフ）
Nikko Asia(Thailand) Co.,Ltd.	本社（タイ バンコク）
Nikko NilKhosol Co.,Ltd.	本社（タイ チョンブリ）

（注）1．（ ）内は、所在地を示しております。
2．当事業年度におきまして、Nikko NilKhosol Co., Ltd.を設立いたしました。
3．当事業年度におきまして、日工電子工業株式会社が大阪支店を開設し、トンボ工業株式会社が加古川工場を閉鎖いたしました。

9．従業員の状況（2021年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
861名	23名増

（注）従業員数は、臨時雇用者（144名）を除いております。

10．主要な借入先（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行（タイ）	542百万円
株式会社三井住友銀行	513
三菱UFJ銀行（中国）有限公司	339
三井住友銀行（中国）有限公司	252
株式会社りそな銀行	143
みずほ銀行（中国）有限公司	133
株式会社みなと銀行	108

（注）１．借入金残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．借入金残高は長期借入金及び短期借入金の合計金額であります。

11．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　　150,000,000株

２．発行済株式総数　　40,000,000株（自己株式1,814,260株を含む。）

３．株主数　　10,178名

４．大株主（上位10名）

当社大株主の状況は下記のとおりであります。

順位	株主名	持株数	持株比率
1	日工取引先持株会	5,671千株	14.85%
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,595	6.80
3	日工社員持株会	1,758	4.60
4	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,334	3.50
5	株式会社三井住友銀行	1,203	3.15
6	日本生命保険相互会社	854	2.24
7	住友生命保険相互会社	745	1.95
8	株式会社百十四銀行	683	1.79
9	明治安田生命保険相互会社	648	1.70
10	重田　康光	637	1.67

（注）１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．当社は、自己株式を1,814,260株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
３．持株比率は自己株式を除いた発行済株式総数で除して算出し、小数第３位を四捨五入して表示しております。

５．当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株　式　数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	24,300株	６名
監査役	3,100株	１名

（注）　当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西川貴久	取締役会長（代表取締役）（関係会社管掌兼製造本部長）	
辻　勝	取締役社長（代表取締役）（内部統制管掌兼技術本部長）	
桜井裕之	常務取締役（経営企画本部長兼品質保証管掌兼品質保証室長）	日工（上海）工程機械有限公司　董事長
藤井　博	常務取締役（財務本部長兼安全保障貿易管掌）	日工興産(株)代表取締役社長 Nikko Baumaschinen GmbH代表取締役社長
衣笠敏文	取締役（技術本部テクノセンター長）	トンボ工業(株)代表取締役社長
永原憲章	取締役	弁護士（神戸十五番館法律事務所所長）
湯浅　勉	取締役	
中山知巳	取締役（事業本部長兼事業企画部長兼AP統括営業部長）	
保田信高	常任監査役(常勤)	
貞苅　茂	監査役	神戸ビル管理(株)代表取締役社長
大田直樹	監査役	
福井　剛	監査役	公認会計士（RSM清和監査法人パートナー）

(注) 1．取締役永原憲章、湯浅　勉の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役貞苅　茂、大田直樹、福井　剛の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．監査役貞苅　茂氏は、株式会社三井住友銀行の執行役員及び株式会社みなと銀行の役員経験者であり、現在、神戸ビル管理株式会社の代表取締役社長に就任しており、企業経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4．監査役大田直樹氏は、日東精工株式会社及び和光株式会社の役員経験者であり、企業経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5．監査役福井　剛氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6．社外取締役永原憲章氏、湯浅　勉氏並びに社外監査役大田直樹氏、福井　剛氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

7．当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
桜井裕之	経営企画本部長	経営企画本部長兼品質保証管掌兼品質保証室長	2020年10月1日

8．当事業年度の末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
藤井博	財務本部長兼安全保障貿易管掌	管理本部長兼財務部長兼安全保障貿易管掌	2021年4月1日
桜井裕之	経営企画本部長兼品質保証管掌兼品質保証室長	日工（上海）工程機械有限公司　董事長	2021年4月1日
衣笠敏文	技術本部テクノセンター長	トンボ工業株式会社　代表取締役	2021年4月1日
藤井博	管理本部長兼財務部長兼安全保障貿易管掌	管理本部長兼安全保障貿易管掌	2021年5月6日

２．責任限定契約の締結状況

当社は、2015年６月23日開催の第152期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社と社外取締役である永原憲章、湯浅　勉の両氏とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

また、当社と社外監査役である貞苅　茂、大田直樹、福井　剛の３氏とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

３．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び当社のすべての子会社の取締役及び監査役全員が対象であります。被保険者の職務の執行として行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等について当該保険契約によって填補することとしております。保険料については会社が全額負担しており被保険者の実質的な保険料の負担はございません。ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がございます。

４．当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役の報酬等の決定方針

当社は2021年２月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、かつ、株主利益にも配慮した報酬体系とし、取締役会で定めている「役員の報酬・賞与に関する内規」（以下、「内規」という。）に従い、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は内規で定めた範囲において、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、株式報酬により構成し、監督機能を主とする社外取締役については、基本報酬、業績連動報酬等を支払うことといたします。

「内規」には役位ごとに基準年額、基準月報、月報範囲、基準割当株式金額、基準賞与が定められております。

なお、2021年４月以降は任意の指名・報酬委員会（以下、「委員会」という。）を設置しそこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

ｂ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、内規に定めた役位別の基準に従い、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

なお、2021年４月以降は委員会を設置しそこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

ｃ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

＜業績連動報酬について＞

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため原則として連結当期純利益を基本的な業績指標とし、それに加えて当社単体の業績及びグループ会社の業績、株主への配当、従業員への賞与等も勘案して決定し、役員賞与として支給しております。

具体的な数値につきましては連結当期純利益10億円を利益達成の目標基準額と定めそこから前後２億円以上の変動で基準賞与に15％の加減を、さらに前後５億円以上の変動で30％の加減を行っております。また、連結当期純利益が５億円未満の場合は業績連動報酬等については支給いたしません。現時点では当期純利益が18億円を超えた場合または多額の特別損益等が発生した場合は別途取締役会で協議するものとしております。さらに経営計画についての全社貢献度を３段階で評価して基準賞与に10％～20％を加算することとしております。社外取締役につきましては、支払基準に達した場合に月額報酬の約１か月分相当額を業績連動報酬等として支払うこととしております。

なお、2021年４月以降は委員会を設置しそこでの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

支払い時期につきましては、役員賞与を支給する場合は毎年５月末に支払いを行っております。

＜非金銭報酬等について＞

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし内規に従い役位ごとに付与いたします。その割合はおおよそ月額報酬の10％程度を目途とし、現時点では2020年６月25日の株価を前提に株数を決定し固定しております。なお、付与のタイミングは原則として定時株主総会終結後の最初の取締役会にて決議を行い、譲渡制限期間は30年または会社が認めた場合（退任等）としております。社外役員につきましては、非金銭報酬等の対象とはしておりません。

株数につきましても、今後は委員会からの答申を踏まえて適宜見直しを行うことといたします。

支払時期につきましては、毎年６月の定時株主総会終了後の取締役会においてその期の株式報酬として支給を決議し、７月上旬に付与を行っております。

ｄ．基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等がおおよそ７：２：１程度となっております。業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等は譲渡制限付株式です。

役位にかかわらず現時点では上記のような割合で内規を作成しております。

今後につきましては委員会にて議論を行い適切な割合について審議し見直しを行うことといたします。

e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、定められた内規の範囲内にて取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容について一任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を

踏まえた賞与の評価配分としております。

今後につきましては委員会において個人別の報酬等についても審議を行いその答申を得ることとし、その答申の範囲内で取締役社長が決定するものといたします。なお、答申につきましては現時点で定めている譲渡制限付株式の個人別割当株数につきましてもその対象といたします。

なお、委員会の委員につきましては、独立社外取締役を過半数とし、監査役会議長（常勤監査役）がオブザーバーとして参加する形態としております。委員会におきましては、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会規則事項（基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬、それらの割合等）について審議を行い、答申を行う予定です。開催頻度については四半期に1度行うこととしております。

ｆ．その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

現時点においては譲渡制限付株式の無償取得事由以外のクローバック条項等については定めておりませんが、今後委員会において審議するなかで必要と認められる場合においては制定について審議してまいります。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役	175,531	130,155	29,950	15,426	8
（うち社外取締役）	（14,300）	（13,200）	（1,100）	（－）	（2）
監　査　役	36,450	30,060	4,390	2,000	4
（うち社外監査役）	（14,550）	（13,410）	（1,140）	（－）	（3）
合　　計	211,981	160,215	34,340	17,426	12
（うち社外役員）	（28,850）	（26,610）	（2,240）	（－）	（5）

（注）1．報酬等の総額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2．取締役の報酬限度額は、2014年６月20日開催の第151期定時株主総会において、年額220百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名です。また、2018年６月22日開催の第155期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額40百万円以内と決議いただいており、上記支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である15,426千円を含めております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、５名です。

3．監査役の報酬限度額は、2009年６月25日開催の第146期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、５名です。また、2018年６月22日開催の第155期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、監査役（社外監査役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額10百万円以内と決議いただいており、上記支給額

には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額である2,000千円を含めております。当該株主総会終結時点の対象監査役の員数は１名です。

4．2009年６月25日開催の第146期定時株主総会で役員退職慰労金制度を廃止しております。

5．役員賞与につきましては、イ．取締役の報酬等の決定方針 ｃ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）＜業績連動報酬について＞の記載に従い算定したものであります。

6．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等はイ．取締役の報酬等の決定方針 ｃ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）＜非金銭報酬等について＞の記載に従い付与しております。また、当事業年度における交付状況はⅡ．５．当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況に記載しております。

7．取締役会は、代表取締役 辻　勝に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、159期以降につきましては委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の指名・報酬委員会がその妥当性等について答申を行う予定であります。

8．業績連動報酬にかかる基本的な業績指標は連結当期純利益であり、その実績は５．財産及び損益の状況の推移に記載のとおりでございます。事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため原則として連結当期純利益を基本的な業績指標とし、それに加えて当社単体の業績及びグループ会社の業績、株主への配当、従業員への賞与等も勘案し決定することが妥当であるものと考えていることが、連結当期純利益を指標として選択している理由であります。

9．取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

5．社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
社外取締役	永 原 憲 章	神戸十五番館 法律事務所	所長	当社と同法律事務所との間には特別の取引関係はありません。
	湯 浅 勉	重要な兼職はありません。		記載すべき関係はありません。
社外監査役	貞 苅 茂	神戸ビル管理株式会社	代表取締役社長	当社と同社との間には特別の取引関係はありません。
	大 田 直 樹	重要な兼職はありません。		記載すべき関係はありません。
	福 井 剛	RSM清和監査法人	パートナー	当社と同監査法人との間には特別の取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待役割に関し行った職務の概要
社外取締役	永 原 憲 章	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）に出席し、審議に関して主に弁護士としての専門的見地より適宜発言を行い、特に企業法務の視点から当社の業務執行に対する監督、助言をする等適切な役割を果たしております。
社外取締役	湯 浅 勉	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）に出席し、審議に関して主に経験豊富な経営者の観点より適宜発言を行い、特に財務会計、ICTの視点から当社の業務執行に対する監督、助言をする等適切な役割を果たしております。
社外監査役	貞 苅 茂	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）に、また、監査役会14回のうち14回（出席率100%）に出席し、審議に関して主に経験豊富な経営者の観点より適宜発言を行っています。
社外監査役	大 田 直 樹	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）に、また、監査役会14回のうち14回（出席率100%）に出席し、審議に関して主に経験豊富な経営者の観点より適宜発言を行っています。
社外監査役	福 井 剛	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）に、また、監査役会14回のうち14回（出席率100%）に出席し、審議に関して主に公認会計士としての専門的見地より適宜発言を行っています。

Ⅳ 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

⑴　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

有限責任 あずさ監査法人　　29,000千円

（注）1．上記の報酬等の額につきましては、当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑵　当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

有限責任 あずさ監査法人　　32,700千円

⑶　非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、新システム稼働に際しての内部統制文書レビュー業務について、対価を支払っております。

⑷　海外連結子会社の監査の状況

海外連結子会社は、プライスウォータハウスクーパース、上海マイツ会計師事務所有限公司、KPMGの監査を受けております。

3．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

Ⅴ 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付け、基本的にその期間の業績に応じて配当をすべきものと考えております。そのため、株主のみなさまのご期待に添うべく、経営基盤の強化並びに企業価値の増大に努めつつも、内部留保の充実、配当の安定継続性等をも総合的に勘案して配当額を決定することを基本方針としております。

この方針に基づき、株主総会において剰余金の配当について株主のみなさまにお諮りいたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

（2021年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
資産の部	**48,697,550** 千円	**負債の部**	**17,246,024** 千円
流動資産	**32,381,553**	**流動負債**	**14,418,955**
現金及び預金	12,491,196	支払手形及び買掛金	2,591,356
受取手形及び売掛金	10,530,784	電子記録債務	1,015,297
電子記録債権	1,477,366	ファクタリング未払金	2,806,109
商品及び製品	1,494,593	短期借入金	2,188,433
仕掛品	4,236,831	未払法人税等	586,735
原材料及び貯蔵品	1,470,557	未払金	765,007
その他	685,982	前受金	2,949,793
貸倒引当金	△5,759	賞与引当金	531,142
		役員賞与引当金	76,200
固定資産	**16,315,996**	受注損失引当金	126,640
有形固定資産	**9,183,114**	その他	782,239
建物及び構築物	3,839,813	**固定負債**	**2,827,068**
機械装置及び運搬具	1,078,766	長期借入金	304,346
工具、器具及び備品	365,381	繰延税金負債	5,909
土地	3,205,754	役員退職慰労引当金	170,177
リース資産	2,146	退職給付に係る負債	1,995,374
使用権資産	71,985	その他	351,261
建設仮勘定	619,267	**純資産の部**	**31,451,525**
無形固定資産	**660,335**	**株主資本**	**29,685,067**
その他	660,335	資本金	9,197,607
		資本剰余金	7,926,141
投資その他の資産	**6,472,546**	利益剰余金	13,366,977
投資有価証券	4,528,862	自己株式	△805,660
出資金	11,674	**その他の包括利益累計額**	**1,742,297**
長期貸付金	11,780	その他有価証券評価差額金	1,592,548
繰延税金資産	792,591	為替換算調整勘定	264,231
その他	1,259,469	退職給付に係る調整累計額	△114,482
貸倒引当金	△131,831	**非支配株主持分**	**24,160**
資産合計	**48,697,550**	**負債・純資産合計**	**48,697,550**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

連結損益計算書

（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

科目	金額
売上高	**37,866,967** 千円
売上原価	**27,675,452**
売上総利益	**10,191,515**
販売費及び一般管理費	**7,889,069**
営業利益	**2,302,445**
営業外収益	**800,418**
受取利息	2,168
受取配当金	546,546
受取保険金	30,000
為替差益	56,874
その他	164,829
営業外費用	**129,402**
支払利息	37,025
固定資産処分損	12,244
損害賠償金	64,284
その他	15,847
経常利益	**2,973,461**
特別利益	**152,331**
投資有価証券売却益	152,331
特別損失	**79,811**
投資有価証券売却損	69,144
投資有価証券評価損	10,666
税金等調整前当期純利益	**3,045,982**
法人税、住民税及び事業税	1,057,774
法人税等調整額	△94,380
当期純利益	**2,082,588**
親会社株主に帰属する当期純利益	**2,082,588**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表

（2021年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
資産の部	**37,653,138** 千円	**負債の部**	**12,677,272** 千円
流動資産	**23,437,981**	**流動負債**	**10,747,442**
現金及び預金	8,715,225	電子記録債務	1,015,297
受取手形	1,782,342	買掛金	1,810,345
電子記録債権	1,477,366	ファクタリング未払金	2,806,109
売掛金	6,340,951	短期借入金	756,000
製品	963,988	未払金	565,952
仕掛品	2,751,835	未払法人税等	516,918
原材料及び貯蔵品	633,687	未払消費税等	300,493
その他	773,452	未払費用	201,215
貸倒引当金	△868	前受金	2,104,213
		預り金	66,431
		賞与引当金	423,624
固定資産	**14,215,156**	役員賞与引当金	53,450
有形固定資産	**5,729,242**	受注損失引当金	126,640
建物	2,607,432	その他	751
構築物	235,856	**固定負債**	**1,929,830**
機械及び装置	853,461	退職給付引当金	1,646,249
車両及び運搬具	13,508	役員退職慰労引当金	79,497
工具、器具及び備品	115,862	その他	204,083
土地	1,823,627	**純資産の部**	**24,975,865**
リース資産	2,146	**株主資本**	**23,391,121**
建設仮勘定	77,348	**資本金**	**9,197,607**
		資本剰余金	**7,926,141**
無形固定資産	**639,164**	資本準備金	7,802,343
電話加入権等	51,115	その他資本剰余金	123,797
ソフトウェア	277,568	自己株式処分差益	123,797
ソフトウェア仮勘定	310,480		
		利益剰余金	**7,073,031**
投資その他の資産	**7,846,749**	利益準備金	849,758
投資有価証券	4,514,054	その他利益剰余金	6,223,273
関係会社株式	1,025,691	別途積立金	3,527,600
関係会社出資金	1,002,159	繰越利益剰余金	2,695,673
従業員長期貸付金	11,780	**自己株式**	**△805,660**
繰延税金資産	220,352		
その他	1,204,412	**評価・換算差額等**	**1,584,744**
貸倒引当金	△131,702	その他有価証券評価差額金	1,584,744
資産合計	**37,653,138**	**負債・純資産合計**	**37,653,138**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

科　　目	金　　額
売上高	**29,678,630** 千円
売上原価	**22,469,246**
売上総利益	**7,209,384**
販売費及び一般管理費	**5,973,711**
営業利益	**1,235,672**
営業外収益	**1,004,944**
受取利息	268
受取配当金	789,872
為替差益	56,485
その他	158,318
営業外費用	**79,873**
支払利息	3,613
固定資産処分損	35,332
損害賠償金	31,384
その他	9,542
経常利益	**2,160,744**
特別利益	**150,793**
投資有価証券売却益	150,793
特別損失	**79,811**
投資有価証券売却損	69,144
投資有価証券評価損	10,666
税引前当期純利益	**2,231,725**
法人税、住民税及び事業税	685,999
法人税等調整額	△131,072
当期純利益	**1,676,799**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

日工株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
神戸事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　黒木賢一郎　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　青木靖英　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日工株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

日工株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
神戸事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　黒木賢一郎　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　青木靖英　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日工株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月14日

日工株式会社　監査役会

常任監査役　保　田　信　高　㊞

社外監査役　貞　苅　　茂　㊞

社外監査役　大　田　直　樹　㊞

社外監査役　福　井　　剛　㊞

以　上

第１号議案　第158期剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、基本的にその期間の業績に応じて配当をすべきものと考えておりますが、内部留保の充実等をも総合的に考慮して配当額を決定することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　**配当財産の種類**

金銭といたします。

⑵　**株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額**

当社普通株式１株につき金18円　　総額687,343,320円

⑶　**剰余金の配当が効力を生ずる日**

2021年６月25日

この結果、中間配当を含めた当期の配当は、１株につき金33円となります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

経営体制の一層の充実及びコーポレートガバナンスの強化を図るため、現行定款第19条（取締役の数）に定める取締役の員数の上限を１名増員し、８名から９名に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行	変　　更　　案
第19条（取締役の数） 当会社の取締役は、８名以内とする。	第19条（取締役の数） 当会社の取締役は、９名以内とする。

第３号議案　取締役９名選任の件

当社は、取締役の経営責任を重視し、株主のみなさまに各事業年度毎に取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を１年と定めております。

当定款規定に基づき、取締役全員（８名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、第２号議案が承認可決され取締役の数の上限が変更されることを条件に、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を増員することとし、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	西川 貴久（にしかわ たかひさ） （1959年３月31日生） 再任	1982年４月　当社入社 2007年６月　当社執行役員 2008年６月　当社取締役 2011年６月　当社常務取締役 2012年６月　当社取締役社長 2019年４月　当社取締役会長（現在） 当社関係会社管掌兼製造本部長（現在）	114,000株
	【取締役候補者とした理由】 西川貴久氏は、2012年より代表取締役社長として、また、2019年４月からは代表取締役会長として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、事業の拡大に貢献し企業価値向上にも取り組んでおります。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	辻 勝（つじ まさる） （1960年６月４日生） 再任	1987年９月　当社入社 2007年６月　当社執行役員 2008年６月　当社取締役 2011年６月　当社常務取締役 2015年６月　当社専務取締役 2016年４月　当社事業本部長 2019年４月　当社取締役社長（現在） 当社内部統制管掌兼技術本部長（現在）	97,300株
	【取締役候補者とした理由】 辻勝氏は、2019年より代表取締役社長として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、現在中期経営計画を策定、推進し、企業価値向上にも取り組んでおります。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	藤井（ふじい） 博（ひろし） （1959年1月16日生） 再任	1982年４月　株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2009年４月　SMBCコンサルティング株式会社関西法人ソリューション営業部部長 2011年６月　当社取締役 当社財務部長 2015年６月　当社財務部長兼法務・情報センター管掌 2018年６月　当社常務取締役（現在） 当社財務本部長 2020年４月　当社財務本部長兼安全保障貿易管掌 2021年４月　当社管理本部長兼財務部長兼安全保障貿易管掌 2021年５月　当社管理本部長兼安全保障貿易管掌（現在） 〈重要な兼職の状況〉 日工興産株式会社　代表取締役社長 Nikko Baumaschinen GmbH　代表取締役社長	57,400株
	【取締役候補者とした理由】 藤井博氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、常務取締役として財務部門を担当し、主に財務戦略を主導し、また、安全保障貿易を管掌し経営計画を推進してまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	中山（なかやま） 知巳（ともみ） （1963年1月10日生） 再任	1982年４月　当社入社 2011年１月　当社中部支店長 2013年７月　当社東京支社AP統括営業部長 2015年６月　当社執行役員 当社事業本部事業企画部長兼東京支社AP統括営業部長 2016年４月　当社事業本部事業企画部長兼AP統括営業部長兼AP技術センター長 2018年４月　当社事業本部事業企画部長兼AP統括営業部長兼AP技術センター長兼モバイルプラント事業部長 2019年４月　当社事業本部長兼事業企画部長兼AP統括営業部長（現在） 2019年６月　当社取締役（現在）	35,860株
	【取締役候補者とした理由】 中山知巳氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、取締役として事業本部を担当し、当社の営業部門における営業戦略を主導し経営計画を推進してまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	田中（たなか） 実（みのる） （1960年12月18日生） 新任	1981年４月　当社入社 2007年10月　当社東北支店長 2010年４月　当社東京サービスセンター長 2012年６月　当社執行役員 当社サービス企画部長（現在） 2019年６月　当社上席執行役員（現在） 〈重要な兼職の状況〉 日工電子工業株式会社　代表取締役社長	32,500株
	【取締役候補者とした理由】 田中実氏は、当社の主力部門であるサービス部門に長年従事し、支店長、サービス企画部長を経験するなど当社の業務に精通しております。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、今回新たに取締役としての選任をお願いするものであります。		
6	永原（ながはら） 憲章（のりあき） （1951年７月18日生） 再任	1984年４月　弁護士登録 原田法律事務所入所 1988年10月　原田法律事務所を承継 2007年１月　神戸十五番館法律事務所を開設、同所長（現在） 2007年６月　当社社外監査役 2015年６月　当社社外取締役（現在） 〈重要な兼職の状況〉 神戸十五番館法律事務所　所長	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 永原憲章氏は、弁護士としての専門的見識から、客観的、中立的立場でその専門的見識を経営執行等に活かしていただくため、社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことがない候補者でありますが、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する高い見識を有しているため、多様で幅広い助言を期待できることから当社の業務執行に対する監督、助言いただくことを期待したためであります。上記の理由及び実績並びに期待から、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	湯浅 勉（ゆあさ つとむ） （1946年6月27日生） 再任	1970年 4 月　松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社 2002年 4 月　株式会社ロック・フィールド入社 2002年 7 月　同社取締役 2005年 7 月　同社常務取締役 2008年 7 月　同社代表取締役専務 2014年 7 月　同社取締役副会長 2016年 6 月　当社社外取締役（現在）	5,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 湯浅勉氏は、事業会社の取締役として長年企業経営に携わることにより培われた豊富な知識と経験を、当社の経営に反映していただけるものと期待しております。また、同氏の財務会計、ICTに関する知識について多様な意見を取り込むことが今後の当社の発展にも必要なものと考え、当社の業務執行に対する監督、助言いただくことを期待したためであります。上記の理由及び実績並びに期待から、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		
8	石井 正文（いしい まさふみ） （1957年11月3日生） 新任	1980年 4 月　外務省入省 2002年 2 月　外務大臣秘書官 2004年 1 月　在英国日本大使館公使 2006年 7 月　在アメリカ合衆国日本大使館公使 2013年 1 月　外務省国際法局長 2014年 7 月　駐ベルギー国特命全権大使 2017年 3 月　駐インドネシア国特命全権大使 2021年 1 月　外務省退官	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 石井正文氏は、長年にわたり外務省において要職を歴任しその豊富な国際経験を通じて培われた国際情勢に関する幅広い見識に加え、当社が今後展開を目指しているアジア地域に関する知見も有しており、多様で幅広い助言を期待できることから当社の業務執行に対する監督、助言いただくことを期待したためであります。また、同氏は過去会社の経営に関与したことがない候補者でありますが、上記の理由及び実績並びに期待から当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、今回新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	佐伯 里香（さえき りか） （1961年２月27日生） 新任	2002年４月　有限会社ユーシステム（現 株式会社ユーシステム）設立 同社代表取締役（現在） 〈重要な兼職の状況〉 株式会社ユーシステム　代表取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 佐伯里香氏は、事業会社の創業者及び現経営者として企業経営に携わることにより培われた豊富な知識と経験を、当社の経営に反映していただけるものと期待しております。また、同氏の本業であるICTの知識及びダイバーシティの観点から多様な意見を取り込むことが今後の当社の発展にも必要なものと考え、当社の業務執行に対する監督、助言いただくことを期待したためであります。上記の理由及び実績並びに期待から当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、今回新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．永原憲章氏、湯浅勉氏、石井正文氏、佐伯里香氏は、社外取締役の候補者であります。
３．永原憲章氏及び湯浅勉氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。また、石井正文氏、佐伯里香氏も独立役員としての要件を満たしており、両氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
４．永原憲章氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は社外監査役として８年、社外取締役として本定時株主総会の終結の時をもって６年となります。湯浅勉氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって５年となります。
５．当社は現在、永原憲章氏及び湯浅勉氏との間で損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合には、同契約を継続する予定であります。また、同様に石井正文氏、佐伯里香氏の選任が承認された場合は、当社は両氏と同様の契約を締結する予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
７．現時点においては、各候補者との間で会社法第430条の２第１項に基づく補償契約を締結する予定はございません。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

2019年６月21日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された岸健次氏の選任の効力は本定時株主総会開始の時までとされておりますので、あらためて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

候補者　岸健次氏は、監査役　保田信高氏の補欠として選任するものといたします。

また、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠監査役の予選の効力は、定款第30条の規定により本定時株主総会後、２年後の定時株主総会開始の時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
岸（きし）　健次（けんじ） (1959年６月２日生)	1982年４月　当社入社 2001年４月　当社本社工場資材チーム資材グループリーダー 2003年４月　当社人材グループリーダー 2004年４月　当社人事本部総務室長 2014年10月　当社内部統制室 2015年４月　当社内部統制室長（現在）	33,000株

【補欠監査役候補者とした理由】

岸健次氏は、当社の総務部門に長年携わった経験を有するほか、内部統制室長として当社の業務に精通しております。同氏が監査役に就任した場合、これらの経歴に基づく見識を活かすことで、企業の健全性を確保するための監査を適切に行うことができると判断し、補欠監査役としての選任をお願いするものであります。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

取締役会と監査役会の多様性（第３号議案が承認された場合）

取締役候補者番号	氏　名	独立性（社外のみ）	当社が期待する知見・経験（＊）								
			会社経営事業運営	業界知識	財務会計	法務コンプライアンス	国際経験	営業経験	ICT	技術経験	行政経験
1	西　川　貴　久		●	●						●	
2	辻　　勝		●	●				●	●	●	
3	藤　井　　博		●		●	●	●				
4	中　山　知　巳		●	●				●			
5	田　中　　実		●	●				●		●	
6	永　原　憲　章	●				●					
7	湯　浅　　勉	●	●		●				●		
8	石　井　正　文	●				●	●				●
9	佐　伯　里　香	●	●						●		

（＊）上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

（＊）上記一覧表のICTとは、Information and Communication Technology（情報通信技術）を意味します。

監査役	氏　名	独立性（社外のみ）	当社が期待する知見・経験（＊）								
			会社経営事業運営	業界知識	財務会計	法務コンプライアンス	国際経験	営業経験	ICT	技術経験	行政経験
－	保　田　信　高		●	●				●			
－	貞　苅　　茂	●	●		●	●					
－	大　田　直　樹	●	●				●				
－	福　井　　剛	●			●						

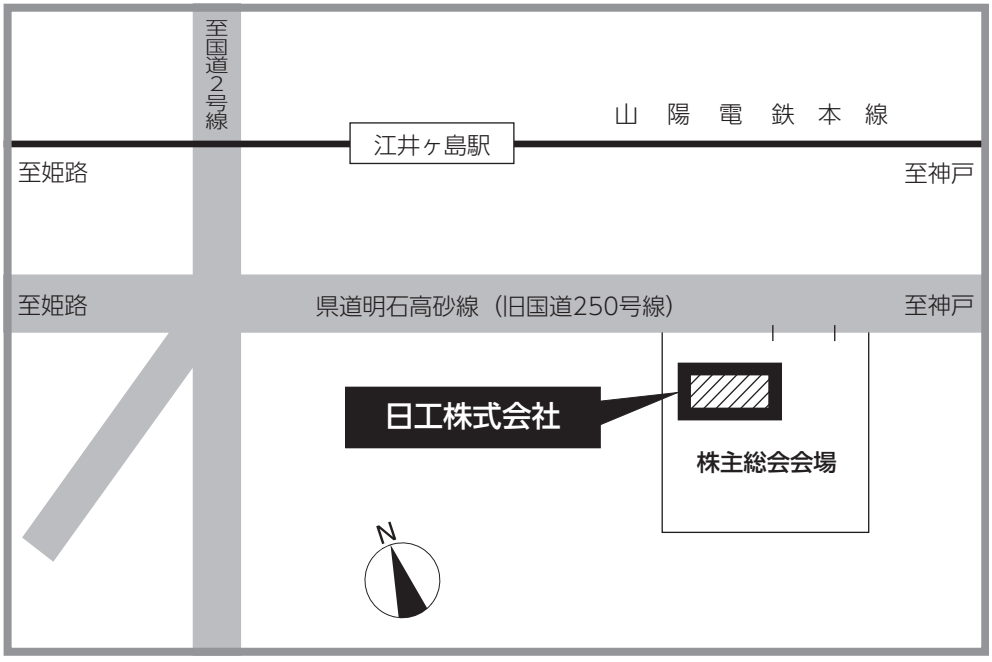
（＊）上記一覧表は、対象者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

MEMO

会場ご案内図

会場

当社本社**テクノセンター１Ｆホール**
明石市大久保町江井島1013番地の１　TEL：(078)947-3131
●山陽電鉄江井ヶ島（えいがしま）駅より徒歩　約15分



お願い　駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。

※昨年より、株主総会ご出席株主さまへのお土産を取りやめとさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。